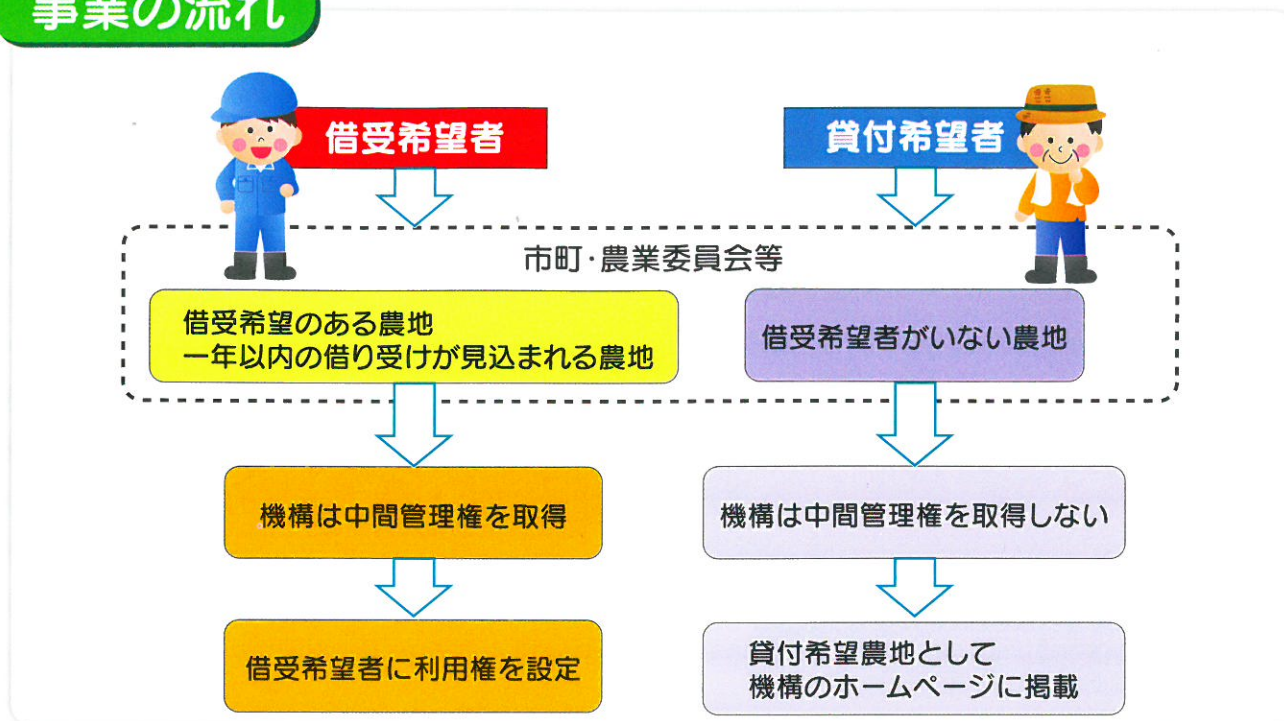


事業の流れ



機構集積協力金

機構を通じて担い手に農地を貸し付けると、機構への貸付者に協力金が支払われます。

I 地域集積協力金(円/10a)

担い手への農地集積の割合が高いほど単価は高くなり、取組みが早いほど単価は高くなります。

地域農地に占める割合	26～27年度	28～29年度	30年度
2割超～5割以下	20,000	15,000	10,000
5割超～8割以下	28,000	21,000	14,000
8割超～	36,000	27,000	18,000

II 耕作者集積協力金(円/10a)

機構を通じて2筆以上の農地を貸し付ける等により、機構への貸付者に支払われます。取組みが早いほど、単価は高くなります。

年 度	26～27年度	28～29年度	30年度
協力金単価	20,000	10,000	5,000

III 経営転換協力金

農業からのリタイアや経営転換する場合等に、機構を通じて農地を貸し付けると貸付者に支払われます。

貸付面積	0.5ha以下	0.5ha超～2.0ha以下	2.0ha超
協力金単価	30万円/戸	50万円/戸	70万円/戸

農地売買事業

機構が購入した農地を担い手に貸し付け、一定の期間を経過したのち当該担い手に売り渡す仕組みです。これまで農地保有合理化事業で行ってきましたが、今後も機構の特例事業として継続します。

詳しくは、最寄りの市町、農業委員会にお問い合わせください。